

令和2年9月25日招集

第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和2年第9回狹山市農業委員会総会

令和2年9月25日(金曜日) 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

事務局 定時になりましたので、これより第9回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・冊子のうねん
- ・生産緑地の幹旋について（依頼）
- ・農地の幹旋希望について（2件）となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 事

議 長 只今から、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号5番 細田委員と6番 小林委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

各地区推進委員の活動報告並びに計画について説明を求めます。

はじめに入間川地区の粕谷推進委員、お願いします。

粕谷委員 各地域を回りましたが、毎年同じ所が野木になっていたりします。ここにきて雨もあり、草の生え方が速くなっているの、注意して見ていきたいと思っています。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 入曽地区におきましても全筆調査をさせていただきました。入曽地区はかなり住宅地があつて細かいところを入れていけないといけなないので自転車で回りました。

仲川委員 た。やはり例年同じ所が改善されていない状態です。また、そのまま放っておくと荒地になってしまうおそれのあるところが数件見られました。耕作をしていないところですが、うなっているのか、これから作業に入るのかグレーゾーンな所もかなりあったことを感じています。やる人とやらない人がはっきりしてきたのかなと感じました。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 14日に渡邊委員と一緒に全筆調査に同行してもらいました。15日～17日にかけては一人で回りました。昨年と同じ場所が荒れていたり、年を取った方がやれなくなって新たに草地になっているところもありました。一番危惧していたのですが、お茶屋さんの茶ノ木が野木になってしまっているところがあります。

議 長 続いて、堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 全筆調査をしました。傾向としては、例年どおりの所が荒地になっていると思いました。

議 長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 全筆調査をしました。内容については、やってないところはやってないという感じでした。

議 長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 天候が悪かったので、車から全筆調査をしました。今月中には回り切りたいと思います。

議 長 次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 全筆調査を7～9月と3か月にわたり行い、今日提出しました。最初荒地として写真を撮ったところが、数日後には膝丈に刈られていたこともありました。ただの草畑に見えても、里芋、きゅうり、さつまいもなどが見えてきて、すっかりきれいになっていた方もいました。3年間チェックしてきた中で、協力して反応してくれた方はうれしいですが、何度言っても改めてくれない方には何か対策がないものかと考えています。

議 長 次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 活動としては皆さんと同じ全筆調査です。回った上で、去年まで2年間全然だめだった所が、改善したところが4筆ありましたが、逆に荒廃したところの指摘数が増えました。傾向としては、農地を守ることが苦しくなっているのかなという状況です。草を片付ける回数が減っているところは今年指摘しました。借り手を探すにも入り口が狭いとか道路付けが悪く、斡旋しづらい畑もあります。これから先を考えるのであれば、面整備する必要があると思います。

議 長 ありがとうございます。事務局でも所有者には適正管理通知を出しておりますが、相手方が真摯に受けてくれないのが現状ですから、強力な罰則規定など国がどう考えているのか、狭山市だけでなく全国的な対応と思うので、また機会があれば県の農業会議に対応策をお願いしたい所でございます。

法第30条に基づく利用状況調査のまとめについては、遅滞なく事務局に報告願

議長 います。
次に、お手元の資料にあります、農地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定については、今回1件です。渡し人は相続を経て所有している、栃木県佐野市の方です。受け人は、埼玉県農林公社です。所在地については柏原字町久保1406、畑の967㎡です。こちらは新規契約で、期間は10年、賃料は一反当たり5,000円、柏原地区の中間管理事業での案件は一律5,000円です。これからの流れとしては、ここで承認を得られたとすれば、今後農業振興課が告示をかけると同時に農林公社が次に貸し出すところに告示をかけます。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
(質疑なし)

無いようです。

次に、議案第2号「農地法第3条項の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字下原98番4、地目は畑、地積は76㎡です。現在は畑となっています。許可後は野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市北入曾に居住する農業者で、総耕作面積は、23,459㎡です。根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場374番の18、地目は畑、地積は合計301㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 なし 下水道 あり ガス管 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号の、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、先に事務局にて確認したことをお知らせいたします。

被相続人、相続人ともに下奥富の方で、対象農地は2筆ございます。両農地ともに適切に肥培管理がされていることをお知らせいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。

議 長 賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『証明』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。
事務局から順次、説明を求めます。

事務局 (資料3についての説明)
農地法第3条届出は、相続が7件。
農地法第4条届出は、1件、住宅敷地。田畑転用面積の合計は210㎡。
農地法第5条届出は、5件、内訳は住宅敷地4件、駐車場1件。
田畑転用面積の合計は1081.75㎡です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようです。
事務局からは何かありますか。

事務局 (農業委員会の委員改選について)
(新規参入者の耕作地あっせんについて)

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、これをもちまして、第9回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。